

国際会計基準審議会

情報要請「IFRS第9号の適用後レビュー（減損）」を公表

ポイント解説 | 有限責任 あずさ監査法人

国際会計基準審議会（以下IASB）は、2023年5月30日に情報要請「IFRS第9号の適用後レビュー（減損）」を公表しました。

本情報要請に係るコメント期限は2023年9月27日です。

ポイント

- 本情報要請は、IFRS第9号「金融商品」の減損に関する適用後レビューの第1フェーズの結果を受けたものです。本情報要請等により収集した情報に基づき、その後の第2フェーズでは基準書適用の効果の検討と発見事項のとりまとめを行い、今後の計画を策定することが予定されています。
- 第1フェーズでの検討の結果、減損の要求事項の実務への適用について、基本的には一定の評価がなされました。他方で、基準要求に対する一定の実務上の困難さや懸念を示すコメントが寄せられました。
- IFRS第9号については、分類及び測定について適用後レビューが完了しており、本情報要請では減損規定のみを対象としています。また、ヘッジ会計について別途適用後レビューが行われる予定です。
- 10項目の情報要請がなされており、コメント期限は2023年9月27日です。

1. 適用後レビューにおける情報要請とは

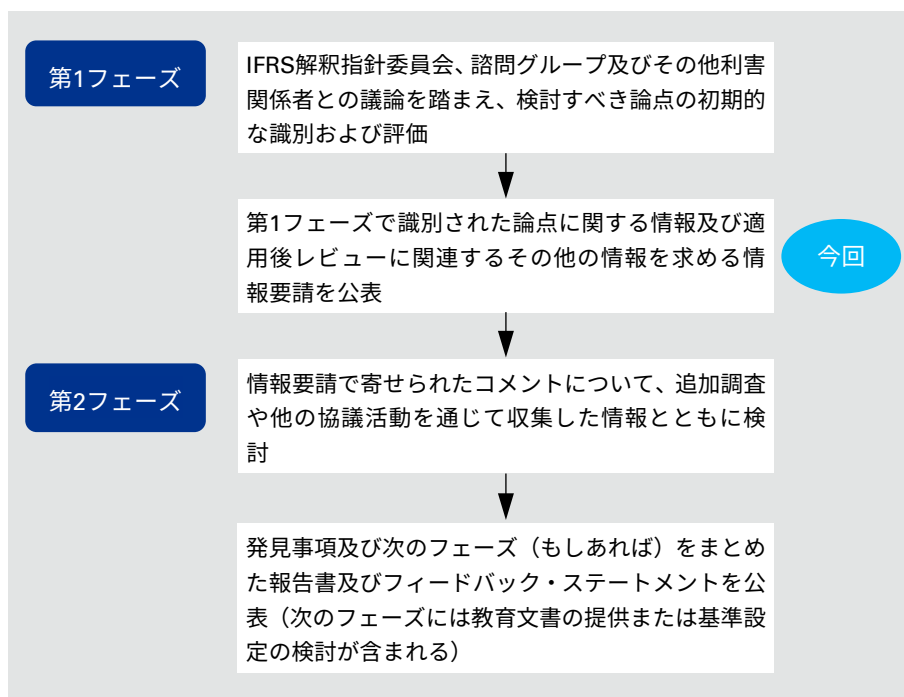
(1) 適用後レビューの目的

適用後レビューはIASBのデュープロセスの一部であり、新しいIFRS®会計基準又はIFRS会計基準の大きな修正について企業が少なくとも2年間適用した後に実施されます。基準上の新たな要求事項が財務諸表利用者、作成者、監査人及び規制当局に与える影響をIASBが評価する目的で行われます。特に、以下の分析が意図されています。

- 新たな要求事項における目的が達成されているか？
- 提供される財務情報が財務諸表利用者にもたらす便益は、概ね予想どおりか？
- 要求事項の一部または全部の適用、監査及び執行に係るコストは、概ね予想どおりか？

(2) 適用後レビューにおける情報要請の位置づけ

適用後レビューは通常2つのフェーズにより実施されます。今回の情報要請の位置づけは第1フェーズの結果を受けたものです。



(3) 本適用後レビューの範囲

IFRS第9号については、分類及び測定について適用後レビューが完了しており、本情報要請では減損規定のみを対象としています。また、ヘッジ会計について別途適用後レビューが行われる予定です。

2. 第1フェーズで寄せられたコメント

対象となるIFRS第9号（減損）に関して、第1フェーズにおける議論で利害関係者から寄せられた主なコメントは以下のとおりでした。

(1) 全般事項

- IFRS第9号の減損規定は、経済的な不確実性が高まる中でも全般的に実務において上手く機能しているとのフィードバックを得ました。
- 他方で、減損規定の適用に際しては、IFRS第7号における信用リスクの開示規定の適用を含め、実務上のばらつきがみられるというフィードバックもありました。利害関係者からは特定の規定について適用上の課題が示されています。

(2) 信用リスクの著しい増大の判断

- 信用リスクの著しい増大の判断については、以下の点で実務上のばらつきがみられるとの意見がありました。
 - 何を信用リスクの著しい増大とみなすか
 - 信用リスクの変動について集成的評価と個別的评价のどちらを利用するか
 - 債務不履行をどのように定義するか
- 利害関係者は、信用リスクの著しい増大の判断について原則主義に基づく要求事項を設定するのは重要なことであり、判断を行う能力が必要だと述べています。しかし、特定の事実パターンにおいて何が信用リスクの著しい増大となるのかに関する適用ガイダンスをもっと提供すべきだと提案する意見もありました。

(3) 予想信用損失の測定

- 将来予測シナリオについては、企業が特定したシナリオの数、考慮した変数及び個々のシナリオへのウェイト付けに実務上のばらつきが生じているとの意見がありました。このようなばらつきの原因について、要求事項が主観的だからであるという意見や、複数のシナリオを用いて達成すべきものが明確でないからであるとの意見がありました。
- 気候変動リスクのような特定のリスクに関する将来予測的な情報を、予想信用損失の測定にどのように織り込むべきか明確でないという意見もありました。
- モデル適用後の調整（post-model adjustments）や経営者の判断による追加引当（management overlays）について、その利用は主観的な評価を伴うことから、昨今の経済状況を背景とした利用の増加を懸念する意見が財務諸表利用者や規制当局からありました。また、モデル適用後の調整（post-model adjustments）や経営者の判断による追加引当（management overlays）に反映された経営者の判断を評価するための企業固有の情報が、多くの企業において開示されていないとの意見がありました。

- ローンコミットメントなどのローンと未使用コミットメント部分の両方を含む金融商品については、契約期間にかかわらず信用リスクに晒される期間にわたり予想信用損失を測定する例外規定があります。当該例外規定について、リボルビングの与信枠に係る予想信用損失の測定に際して考慮すべき最大期間の決定や、特定の金融商品が例外規定の対象となるかなど、いくつかの状況下では適用上の課題があるとの意見がありました。
- 発行された金融保証契約の事後測定について、保証料を分割で受領する金融保証契約に関する適用ガイダンスがないことにより実務上のばらつきが生じているとの意見がありました。

(4) 減損規定以外の要求事項との相互関係

- 認識の中止とならない条件変更について、金融資産の条件変更に関する要求事項と予想信用損失の測定に係る要求事項の適用順序が不明確であるといった、適用上の課題があるとの意見がありました。
- 直接償却に伴う損失の表示方法について、IFRS第9号は要求事項を示していないために、純損益計算書における表示に実務上のばらつきが生じているとの意見がありました。
- IFRS第15号及びIFRS第16号とIFRS第9号の減損規定の関係については、以下の点が明確でないとの意見がありました。
 - 財政状態が悪化した顧客から受け取る対価の減額に合意する場合、当該対価の減額はIFRS第15号に基づき契約変更として処理すべきか、それともIFRS第9号に基づき予想信用損失として処理すべきか
 - ファイナンス・リースの貸手がIFRS第9号に基づき予想信用損失を測定する際、ファイナンス・リースに係る無保証残存価値を除外すべきか

(5) 信用リスク開示

- 情報の種類や粒度の点で、企業によって異なる信用リスクの開示がなされているとの意見がありました。特に財務諸表利用者からは、このような様々な開示は企業間の比較可能性を著しく害しており、信用リスク開示の分析に影響を与えているとの意見がありました。利害関係者からは、以下の開示項目について一般的にばらつきがみられるとの指摘がありました。
 - 信用リスクの著しい増大の判断
 - モデル適用後の調整（post-model adjustments）や経営者の判断による追加引当（management overlays）
 - 予想信用損失の期首残高から期末残高への調整表
 - 感応度分析
- 利害関係者からは、これらの項目に関する情報の比較可能性を高めるため、IFRS第7号において最低限必要とされる開示に関する要求事項を定め、開示様式を指定し、開示例を追加することが提案されています。

3. 今回の情報要請の内容

第1フェーズで識別された論点に関連して、IASBが情報要請している項目と主な内容は以下のとおりです。なお、質問1はIFRS第9号の減損規定の適用効果に関する全般的な情報要請、質問2～8は個別領域に関する情報要請、質問9はIFRS第7号で求められている信用リスク開示に関する情報要請、そして質問10は個別領域に取り上げられなかった事項に関するその他の情報要請です。

(1) 全般事項

質問1	(a)	IFRS第9号の減損規定の適用により、IAS第39号と比較してより適時に信用損失の認識が行われ、金融商品について減損モデルが複数あることに伴う複雑性は解消されたか。
	(b)	IFRS第9号の減損規定の適用により、将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に係る信用リスクの影響について、企業は財務諸表利用者に有用な情報を提供しているか。

(2) 予想信用損失の認識に係る一般的なアプローチ

質問2	(a)	一般的なアプローチについて、本質的な問題点（致命的な欠陥）があるか。
	(b)	一般的なアプローチの適用、監査及び執行に係るコストは期待よりも著しく大きいものであったか。また、利用者にとっての便益は期待よりも著しく小さいものであったか。

(3) 信用リスクの著しい増大の判断

質問3	(a)	信用リスクの著しい増大の評価について、本質的な問題点（致命的な欠陥）があるか。
	(b)	信用リスクの著しい増大の評価は整合的に適用することが可能か。

(4) 予想信用損失の測定

質問4	(a)	予想信用損失の測定に関する要求事項について、本質的な問題点（致命的な欠陥）があるか。
	(b)	予想信用損失の測定に関する要求事項は整合的に適用することが可能か。

(5) 営業債権、契約資産及びリース債権に係る単純化したアプローチ

質問5	(a)	営業債権、契約資産及びリース債権に係る単純化したアプローチについて、本質的な問題点（致命的な欠陥）があるか。
	(b)	単純化したアプローチの適用、監査及び執行に係るコストは期待よりも著しく大きいものであったか。また、利用者にとっての便益は期待よりも著しく小さいものであったか。

(6) 購入または組成した信用減損金融資産

質問6	購入または組成した信用減損金融資産に関する要求事項は総合的に適用することが可能か。
-----	---

(7) 減損規定以外の要求事項との相互関係

質問7	IFRS第9号の減損以外の規定またはIFRS会計基準のその他の要求事項の適用を伴う場合に、IFRS第9号の減損規定の適用方法は明確か。
-----	---

(8) 移行措置

質問8	移行措置に係る要求事項の適用、監査及び執行に係るコストは期待よりも著しく大きいものであったか。また、利用者にとっての便益は期待よりも著しく小さいものであったか。
-----	--

(9) 信用リスク開示

質問9	(a)	信用リスクの開示に係る要求事項について、本質的な問題点（致命的な欠陥）があるか。
	(b)	開示に係る要求事項の適用、監査及び執行に係るコストは期待よりも著しく大きいものであったか。また、利用者にとっての便益は期待よりも著しく小さいものであったか。

(10) その他の事項

質問10	(a)	その他にIASBがIFRS第9号の減損規定に係る適用後レビューの一環として検討すべき事項があるか（ある場合には、当該事項の内容及びIASBが検討すべき理由）。
	(b)	IFRS第9号の減損規定に係る理解可能性及び利用可能性について、IASBが今後のIFRS会計基準の開発において考慮すべきフィードバックがあるか。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundation すべての権利は保護されています。あずさ監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会と IFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません (過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」は IFRS 財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および(または)登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。